

ここふる友の会設置要綱

平成30年3月31日

要綱第21号

(設置及び目的)

第1条 この要綱は、大野城心のふるさと館（以下「心のふるさと館」という。）に興味及び関心を持つ者の会員組織としてここふる友の会（以下「友の会」という。）を設置し、心のふるさと館を通じた会員のふるさと大野城への理解促進並びに会員相互及び会員と職員との交流を深めることを目的とする。

(入会の申込み)

第2条 友の会に入会しようとする者（以下「入会希望者」という。）は、ここふる友の会入会申込書（様式第1号）に会費を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、未成年者が友の会に入会しようとするときは、保護者の同意を得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、ともに創るまち大野城応援寄附金実施要綱（平成21年要綱第25号）等の規定に基づき、大野城心のふるさと館に係る寄附を行った者及びふるサポの会設置要綱（平成30年要綱20号）に規定するふるサポの会の会員（以下「寄附者等」という。）は、前項の規定による手続きを省略し、友の会に入会することができる。

3 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、入会希望者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する場合を除き、友の会の入会を認めるものとする。

4 市長は、前項の入会を認めたときは、会員に会員カードを交付するものとする。

(会費)

第3条 前条第1項の会費は、200円とする。ただし、寄附者等は、会費不要とする。

2 既納の会費は、還付しないものとする。

(有効期限)

第4条 会員の有効期限は、定めないものとする。

(会員カード)

第5条 会員カードは、会員本人以外は使用できないものとする。

2 会員は、会員カードの紛失又は盗難にあったときは、速やかに市に届けなければ

ならない。

3 会員は、会員カードの紛失、盗難その他の事由により他人に利用された場合、本人及び市に被害が生じたときは、その損害の責任を負わなければならない。

(特典)

第6条 会員は、別に定める特典を受けることができる。

(届け出事項の変更等)

第7条 会員が市に届け出た住所、氏名等に変更があったときは、速やかにその内容を市に届け出なければならない。

(退会)

第8条 会員は、友の会を退会しようとするときは、ここふる友の会退会申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第9条 会員は、この要綱及びここふる友の会会則を遵守しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。